



認可保育施設一覧



- 保育時間**(※1)…①7:00～18:00、②7:15～18:15、③7:20～18:20、④7:30～18:30、⑤8:00～19:00
- 保育時間が赤字の保育施設では、保護者の勤務状況などにより延長保育を実施しています。
- 保護者の勤務状況などにより、平日と同じく土曜日にも「一日保育」を実施しています。

- 延長保育や土曜保育の対象年齢、料金などは、各施設にお問い合わせください。
- 対象年齢**(※2)…a:生後57日～、b:生後57日～満2歳、c:生後3か月～、d:生後6か月～、e:生後6か月～満2歳、f:満1歳～
- fの保育施設は、育児用ミルクを提供しません。



◇**保育所**(既設:50/開所予定:4)

地区	保育施設名【開所予定時期】 (網掛けは民間認可保育施設)	定員	電話番号	保育時間 (※1)	対象年齢 (※2)	
山根町	ひだまり分園(八山田保育園)	29	932-3605	③	b	
鶴見坦	鶴見坦保育所	60	934-2800	④		
赤木町	赤木保育所	80	922-3788	③		
希望ヶ丘	希望ヶ丘保育所	150	951-0315	③	a	
香久池	香久池保育所	130	922-9397	④		
緑ヶ丘	緑ヶ丘保育園	80	956-3374	④		
横塚	ドレミの保育園	60	942-0719	④		
堂前町	郡山婦人会保育所	130	922-0653	②		
桑野	鉄道弘済会郡山保育所	90	932-3075	③	d	
並木	エムポリウム並木保育園	60	933-1165	④		
開成	開成保育所	60	932-5284	④		
大町	郡山どろんこ保育園	78	953-8368	①	a	
大町	大町分園(はなさと保育園)	29	925-8733	⑤	d	
芳賀	芳賀保育所	90	944-3601		f	
うねめ町	うねめ保育所	90	951-0261			
桃見台	桃見台保育所	60	932-3056			
亀田	桑野保育所	60	934-5588			
鳴神	大成保育所	150	952-3381			
富田町	スギナ保育園	80	952-2198			a
富田町	富田保育所	90	951-8101			f
富田町	のびのび学園	90	933-7350			a
大槻町	あさひがおか保育園	90	952-3232	④		b
大槻町	あさひがおか乳児分園 (あさひがおか保育園)	26	953-3636			b
大槻町	大槻保育所	60	951-2088		d	
大槻町	ナーサリールームまんまびあ本園	60	953-3540		f	
大槻町	針生保育所	60	933-4600		f	
大槻町	ひまわり保育園	100	954-7636		a	
大槻町	ユーパロ室ノ木保育園	70	926-0600		a	
大槻町	ユーパロつつみ分園 (ユーパロ室ノ木保育園)	29	961-4147		a	
安積町	安積保育所	80	945-0954		d	
安積町	梅の木保育園	80	946-5922	③	a	
安積町	柴宮保育所	90	945-4443		d	
安積町	だいこん畑の保育園	50	973-6376	④		
安積町	永盛保育所	60	944-3120			
安積町	成田保育所	90	945-2139	④		
安積町	(仮称)ニチキッズ郡山あさか 保育園【4月～】	60	024-524-2833	①		
安積町	(仮称)ヒューマニティー保育園 【4月～】	84	951-0715	①	c	
喜久田町	笑風にこにこ保育園	60	953-3725	④	a	
喜久田町	喜久田保育所	90	959-2503	④	d	

地区	保育施設名【開所予定時期】 (網掛けは民間認可保育施設)	定員	電話番号	保育時間 (※1)	対象年齢 (※2)
日和田町	日和田保育所	120	958-2350		a
日和田町	(仮称)あい・サボ保育園【4月～】	90	954-3931	④	
日和田町	アスク八山田保育園	60	927-0625		
日和田町	岡ノ城保育園	60	983-0581	③	
富久山町	久保田保育所	60	922-4443	④	d
富久山町	はなさと保育園	90	943-0574		f
富久山町	富久山保育所	90	922-2939	③	
富久山町	八山田保育園	80	953-8655		
湖南町	中野保育所	60	982-2114		d
熱海町	熱海保育所	60	984-3144	④	
田村町	(仮称)ケヤキッズかなや保育園 【4月～】	90	022-796-1940	④	c
田村町	田村保育所	90	955-2115	③	a
田村町	御代田保育所	60	944-6877		f
西田町	西田保育所	60	972-2233	④	d
中田町	柳橋保育所	60	973-3316		

◇**小規模・事業所内保育施設**(既設:17/開所予定:1)

地区	保育施設名【開所予定時期】 (網掛けは民間認可保育施設)	定員	電話番号	保育時間 (※1)	対象年齢 (※2)
希望ヶ丘	きらきらげんき保育園	19	983-0751	④	b
燧田	ニチキッズ郡山エスパル保育園	19	927-0417	②	
桑野	あい・サボ文助保育園	18	983-1580		e
桑野	つばさ保育園	19	935-5048		
並木	こぼと保育園	19	935-5810	④	
開成	ココカラ開成	19	926-0774		b
深沢	たんぼぼ保育園	18	923-1272		e
昭和	プティ保育園	19	943-0415		
中町	中町はなさと保育園	18	926-0326	⑤	e
虎丸町	ココカラ虎丸	19	953-7727		b
向河原町	ほしのご保育園	23	983-5519		
富田町	チャイルドハウスとみた	18	951-9001		e
富田町	ナーサリールームまんまびあ	19	926-0297	④	
富田町	(仮称)なごみ保育園【4月～】	19	961-0753		b
大槻町	ひかり保育園	19	961-0245		e
八作内	ココカラ安積	19	983-5105		
片平町	星ヶ丘保育園	15	951-0788		
富久山町	L-kids保育園	18	991-1035	①	

◇**幼保連携型認定こども園**(既設:2/開所予定:1)

地区	保育施設名【開所予定時期】 (網掛けは民間認可保育施設)	定員	電話番号	保育時間 (※1)	対象年齢 (※2)
菜根	菜根こども園	90	954-6800	①	c
堤下町	(仮称)エムポリウムこども園 【4月～】	111	932-1048	④	d
富田町	希望ヶ丘こども園	100	951-0443		

平成31年度4月入所

保育施設の入所受付案内



【申請書類などの配布】

- 期日 11/1(木)～
- 場所 こども育成課(西庁舎3階)、各認可保育施設(69カ所(4月開所予定を除く))
※市ウェブサイトからダウンロード可



【申請申込受付期間】

受付日	受付時間	会場	結果通知
12/2(日)～4(火)	9:00～16:30	市役所正庁(本庁舎2階)	来年2月下旬(予定)
12/5(水)～7(金)	10:00～15:00 ※要事前連絡	第1希望の認可保育施設 ※4月開所予定を除く。	
12/8(土)・9(日)	9:00～16:30	市役所正庁(本庁舎2階)	

対象

市内在住で、保護者が働いているなどの理由により、保育を必要とする小学校入学前の児童 ※集団保育が可能な場合に限りです。

保育施設(平成30年10月1日現在)

11ページ施設一覧参照

保育の必要性の認定

- ①**手続き**
保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。入所申し込み時に申請し、後日、認定証を交付します。
- ②**利用時間**
保護者の就労時間に応じて、保育施設の利用時間が区分されます。
保育標準時間(最長11時間)…フルタイム就労の場合
保育短時間(最長8時間)…パートタイム就労の場合 ※就労状況により、保育標準時間の希望も可能です。

申し込みに必要なもの

- ①支給認定申請書
- ②保育施設等利用申請書
- ③入所申し込みに関する確認票
- ④母子健康手帳
- ⑤印鑑(認印可、ゴム印不可)
- ⑥保護者のマイナンバー確認書類および本人確認書類
- ⑦保育を必要とすることを証明する書類 表1
- ⑧保育料の決定に必要な書類(対象者のみ) 表2

保育料

児童の年齢(平成31年4月1日時点)と利用時間区分、世帯の課税状況により決定します。

出産・転入する方の受付

- 以下に該当する方は、下記の期間内でも申し込みができます。
- ①対象児童が12/1(土)以降に生まれた方
 - ②12/1(土)～3/31(日)に本市へ転入される方
- 日時 1/10(木)～25(金)8:30～17:15(平日のみ受付)
場所 こども育成課 選考結果通知 2月下旬(予定)

3月入所申し込みについて

3月入所の受付期間は、1/25(金)までです。(別途申し込みが必要)

【注意事項】

- ①入所の決定は、申し込み受付順ではありません。
- ②定員を超えた場合、入所できないことがあります。
- ③平成30年度中に申し込みを行い、入所できなかった方(空き待ち中の方を含む。)は、新たに申し込みが必要です。
- ④受付期間後に生まれた児童の入所申し込みについては、3/1(金)までに、こども育成課へご相談ください。
- ⑤新規開所予定施設の開所時期が変更になると、選考対象にならない場合があります。あらかじめ、ご了承ください。



表1

保育を必要とすることを証明する書類

下表で該当する書類を提出してください。児童と同居の父母、65歳未満の祖父母のものが必要です。(別途書類の追加提出が必要な場合有。)

保育を必要とする理由	必要な書類 (網掛けは指定様式)
就労(会社勤務、産休・育休中、自営業、農業、内職)	就労証明書
求職中	就労予定申立書
出産・妊娠中	出産(予定)児童の母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障がい	診断書(保育ができないことを記載)または障害者手帳など
同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証など
就学など	在学を証明する書類など

※各指定様式の書類と診断書は、11/1(木)以降のものが必要です。
※保育を必要とする理由により、児童の保育施設の利用期間が異なります。

表2

保育料の決定に必要な書類 ※対象者のみ

- 当てはまる方は、該当書類を提出してください。
- ▶ひとり親(父子・母子)家庭の方
児童が記載された戸籍謄本
 - ▶平成30年1月1日に日本国内に住所がなかった方
平成29年中の収入が分かる書類
- ※必要書類の不備や未申告の場合、保育料は年齢区分内の最高額で仮決定となります。(必要書類が提出された後、入所した月にさかのぼって保育料を決定します。)